

一 栄谷 篤 一の 異見 私見



すを野の拡大等がある。そしてその期待される取組、技術としてスマート技術によるピンポイント農薬散布、次世代総合的病害管理、土壌・育成アークに基づく施肥管理、エリートツリ一等の開発・普及等があげられている。ここではゲノム編集がスマート技術等とともに

食料・農業・農村基本法の見直し(以下「基本法」)の動きが急だ。食料安全保障とあわせてみどりの食料システム戦略(以下「みどりの戦略」)への対応も大きな焦点となっているが、あらためてみどりの食料システム法(以下「みどりの法」)を確認してみよう。基本法との本質的な差異が存在することに暗澹たる思いを強くしている。

みどりの戦略では、ご承知のように2050年までに目標す姿として有機農業の取組面積割合を25%(100万ha)に拡大すること等が掲げられている。生産方向上、持続性の両立によりこれを表現するとしているが、取組は30年代に本格化し、40年代に急伸する。カーンを想定しており、イノベーションに大きく依存する形となっている。

その具体的取組として、①高い生産性と両立する持続的生産体系への転換、②機械の電化・水素化等、資材のグリーン化、③地球にやさしいスポーツ用品等の開発・普及、④農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵、⑤労働安全性・労働生産性の向上と生産者の

環境への負荷の低減に取組むことが重要である。

みどりの法で欠落した

「自然循環機能」

イノベーションの柱として位置づけられている。

みどりの法第3条の基本理念では「環境と調和のとれた食料システムは、気候の変動、生物の多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中で、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保を図るためには、農林水産物等の生産等各段階において環境への負荷の低減に取組むことが重要であ

ることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムに対する農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらが連携することにより、その確立が図られなければならない。」とされている。ここでは「環境と調和」「環境への負荷の低減」が書き込まれているにどまり、基本法の第4条第32条さらには有機農業推進法の第3条に明記された「自然循環機能」すなわち「生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能」には触れられていない。有機農業の拡大をうたいながらも、遺伝子操作技術を排除する有機農業の原理と相対する中身を包含する。

みどりの戦略の基本として置かれるべきはまさに「自然循環機能」であると考えますが、イノベーションの柱とするゲノム編集はこの自然循環機能を脅かしかねない。基本法見直しの前に問われるべきはみどりの法が持つ基本理念の自然観・哲学である。みどりの法は本来、基本法の「自然循環機能」を共有し、これをベースとしてみどりの戦略の内容を具体化していくべきものではないか。みどりの戦略を基本法見直しに反映させる以前の問題として、基本法とみどりの法との理念に食い違いはないのか確認が欠かせない、と考える。

(農的学会デザイン研究所代表)